

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 和解(示談)の相手方

墨田区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成30年(2018年)10月1日

(2) 事故発生場所

東京都中野区中央一丁目20番

(3) 事故発生状況

中野区立ゆりの木公園内の区が管理する樹木が、根の腐食等と台風24号による強風により、北方面に向かって倒れた。この事故により、同公園の隣地駐車場に設置されていた相手方所有の万年塀が破損した。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害496,800円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

平成30年(2018年)11月28日

5 区の賠償責任

本件事故は、区立公園内の区が管理する樹木が根の腐食等と台風24号による強風により倒れたことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した万年塀の修理費496,800円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

全ての区立公園内の樹木について計画的な診断を実施し、倒木の危険性があると認められるものについては、速やかに撤去するなどの対策を講ずることとした。

【報告案件 2】

1 和解（示談）の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成30年（2018年）10月1日

(2) 事故発生場所

東京都中野区中央一丁目20番

(3) 事故発生状況

中野区立ゆりの木公園内の区が管理する樹木が、根の腐食等と台風24号による強風により、北方面に向かって倒れた。この事故により、同公園の隣地駐車場に駐車してあった相手方車両のルーフパネル等が破損した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害970,117円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

平成30年（2018年）11月28日

5 区の賠償責任

本件事故は、区立公園内の区が管理する樹木が根の腐食等と台風24号による強風により倒れたことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、相手方車両の修理費及び代車に係る経費の合計970,117円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

全ての区立公園内の樹木について計画的な診断を実施し、倒木の危険性があると認められるものについては、速やかに撤去するなどの対策を講ずることとした。